

我孫子市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

我孫子市建築基準法施行細則（平成24年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請等)</p> <p>第6条 省令第10条の4第1項及び第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(認定申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定による認定又は前項の規定による認定を受けた事項の範囲内において認定を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書の正本及び副本のそれぞれに省令第10条の4の2第3項に規定する通知書又は前項に規定する認定通知書（正本にあっては、その写し）</p>	<p>(許可申請等)</p> <p>第6条 省令第10条の4第1項及び第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める図書を添えなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(認定申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 省令第10条の4の2第1項に規定する認定関係規定による認定又は前項の規定による認定を受けた事項の範囲内において認定を受けた内容を変更しようとするときは、変更承認申請書の正本及び副本のそれぞれに省令第10条の4の2第2項に規定する通知書又は前項に規定する認定通知書（正本にあっては、その写し）</p>

及び変更図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

6 略

(認定建築主の届出)

第10条 法第86条の8第1項**又は法第87条の2第1項**の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から4日以内に認定工事着手届出書(様式第9号)により、市長に届け出なければならない。

2 略

3 前2項の規定は、法第86条の8第3項**(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)**の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

(特定建築物の指定及び定期報告)

第16条 法第12条第1項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)とする。

(1) 地階(階数が3以上の建築物の地階に限る。次号、第3号ア及び第6号において同じ。)又は3階以上の階を法別表第1(い)欄(1)

及び変更図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

6 略

(認定建築主の届出)

第10条 法第86条の8第1項の認定を受けた全体計画に係るそれぞれの工事の建築主は、当該それぞれの工事に着手したときは、当該それぞれの工事に着手した日から4日以内に認定工事着手届出書(様式第9号)により、市長に届け出なければならない。

2 略

3 前2項の規定は、法第86条の8第3項の認定を受けた全体計画に係る工事の場合に準用する。

(特定建築物の指定及び定期報告)

第16条 法第12条第1項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)とする。

項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(2) 地階又は3階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次条第6項において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(3) 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（次条第6項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

イ 地階又は3階以上の階でそ

(1) 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等の用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（次条第6項において「高齢者等就寝用途」という。）を除く。）に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの

ア 地階又は3階以上の階でそ

の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

ウ 略

(4) 略

(5) 3階以上の階を法別表第1

(い)欄(3)項に掲げる用途に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

(6) 地階又は3階以上の階を法別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物について、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1	<u>令和2年</u> を始期として2年ごとの5月1日から末日までの間

の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

イ 略

(2) 略

2 省令第5条第1項の規定による定期報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物について、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前項第1	<u>平成30年</u> を始期として2年ごとの5月1日から末日までの間

号から第 3号まで に掲げる 建築物（法 別表第1 （い）欄 （4）項に掲 げる用途 に供する 建築物を 除く。）	
政令第16 条第1項 第4号並 びに前項 第4号及 び第5号 に掲げる 建築物	令和2年を始期とし て3年ごとの8月1 日から末日までの間
政令第16 条第1項 第3号及 び前項第 6号に掲 げる建築 物（法別表 第1（い） 欄（4）項に 掲げる用	令和3年を始期とし て2年ごとの10月1 日から末日までの間

号に掲げ る建築物	
政令第16 条第1項 第4号及 び前項第 2号に掲 げる建築 物	平成29年を始期とし て3年ごとの8月1 日から末日までの間
政令第16 条第1項 第5号に 掲げる建 築物	平成29年を始期とし て2年ごとの10月1 日から末日までの間

途 に 供 す	
る 建 築 物	
に 限 る 。)	

3 及び 4 略
 (特定建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 略
 2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第12条第3項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法**第87条の4**においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）の1日から末日までの間

(2) 前項第2号に掲げる建築設備
 次の表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時期（省令第6条第1項に規定する検査の項目にあつては、同表の左欄に掲げる建築設

3 及び 4 略
 (特定建築設備等の指定及び定期報告)

第17条 略
 2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第12条第3項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法**第87条の2**においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）の1日から末日までの間

(2) 前項第2号に掲げる建築設備
 次の表の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時期（省令第6条第1項に規定する検査の項目にあつては、同表の左欄に掲げる建築設

備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期)

建築設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(法別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた建築設備	略	略
政令第16条第1項第4号並びに前条第1項第4号及び	略	略

備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期)

建築設備	定期報告の時期	
政令第16条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第1号に掲げる建築物に設けた建築設備	略	略
政令第16条第1項第4号及び前条第1項第2号に掲げ	略	略

第 5 号 に掲げる建築物に設けた建築設備		
政令第16条第1項第3号及び前条第1項第6号に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた建築設備	略	略

(3) 政令第16条第3項第2号及び前項第3号に掲げる防火設備
次の表の左欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

防火設備	定期報告の時期
政令第16条第1項	毎年5月1日から末日までの間

る建築物に設けた建築設備		
政令第16条第1項第5号に掲げる建築物に設けた建築設備	略	略

(3) 政令第16条第3項第2号及び前項第3号に掲げる防火設備
次の表の左欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

防火設備	定期報告の時期
政令第16条第1項	平成31年を始期として毎年5月1日から

第 1 号 から 第 3 号 まで 及び 前条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 まで に 掲げる 建築物 (法別表 第 1 (い) 欄 (4) 項に 掲げる 用途 に 供する 建築物を 除く。) に 設けた 防火 設備	
政令 第 16 条 第 1 項 第 4 号 並びに 前条 第 1 項 第 4 号 及び 第 5 号 に 掲げる 建築物 に 設けた 防火 設備	毎年 8 月 1 日 から 末日 までの 間

第 1 号 から 第 3 号 まで 及び 前条 第 1 項 第 1 号 に 掲げる 建築物 に 設けた 防火 設備	末日 までの 間
政令 第 16 条 第 1 項 第 4 号 及び 前条 第 1 項 第 2 号 に 掲げる 建築物 に 設けた 防火 設備	平成 30 年 を 始期 とし て 毎年 8 月 1 日 から 末日 までの 間

政令第16条第1項	毎年10月1日から末日までの間
第3号及び前条第1項第6号	
に掲げる建築物（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）	
に掲げた防火設備	

政令第16条第1項	平成30年を始期として 毎年10月1日から
第5号	に
掲げる建築物に設けた防火設備	末日までの間

3 から 5 まで 略

6 病院若しくは診療所の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル **を超える** 建築物に設けた防火設備（第2項第3号に掲げる防火設備を除く。）については、政令第16条第1項第3号に掲げる建築物 **（法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）** に設けた特定建築設備等で法第12条第3項の規定により指定したものとみなして、第2項、第4項及び前項並びに次条第2項の規

3 から 5 まで 略

6 病院若しくは診療所 **（患者の収容施設がある診療所に限る。）** の用途又は高齢者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル **以上の** 建築物に設けた防火設備（第2項第3号に掲げる防火設備を除く。）については、政令第16条第1項第3号に掲げる建築物に設けた特定建築設備等で法第12条第3項の規定により指定したものとみなして、第2項、第4項及び前項並びに次条第2項の規定を適用する。

定を適用する。

(書類の保存期間)

第18条 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める省令第5条第3項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号から第3号まで並びに第16条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して2年間
- (2) 政令第16条第1項第4号並びに第16条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して3年間

2 略

(道路の指定申請等)

第19条 略

2 市長は、前項の規定による申請について道路の指定をしたときは、道路指定等通知書(様式第19号)に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(書類の保存期間)

第18条 省令第6条の3第5項第2号の規定により定める省令第5条第3項に規定する書類の保存期間は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号から第3号まで及び第5号並びに第16条第1項第1号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して2年間
- (2) 政令第16条第1項第4号及び第16条第1項第2号に掲げる建築物 法第12条第1項の規定による報告があった日の属する月の翌月の初日から起算して3年間

2 略

(道路の指定申請等)

第19条 略

2 市長は、前項の規定による申請について道路の指定をしたときは、その旨を公告するとともに、道路指定等通知書(様式第19号)に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

<p>3 法第42条第1項第4号の規定により指定された道路を変更し、又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。</p> <p>(道路位置の指定申請等)</p>	<p>3 法第42条第1項第4号の規定により指定された道路を変更又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。</p> <p>(道路位置の指定申請等)</p>
<p>第20条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>2 市長は、前項の申請について道路の位置の指定をしたときは、道路指定等通知書に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の申請について道路の位置の指定をしたときは、その旨を公告するとともに、道路指定等通知書に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>3 法第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路又は同条第2項の規定により指定された道路を変更し、又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。</p> <p>(既存の私道の変更又は廃止)</p>	<p>3 位置の指定を受けた道路を変更又は廃止するときは、前2項の規定を準用する。</p> <p>(既存の私道の変更又は廃止)</p>
<p>第22条 法第42条(同条第1項第4号及び第5号並びに第2項を除く。)に規定する道路である既存の私道を変更し、又は廃止するときは、第20条第1項及び第2項の規定を準用する。</p>	<p>第22条 法第42条(同条第1項第4号及び第5号を除く。)に規定する道路である既存の私道を変更又は廃止するときは、第20条第1項及び第2項の規定を準用する。</p>
<p>2 次に掲げる区域内に存在する法第42条に規定する道路である既存の私道の変更又は廃止については、法第43条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、第1号に係るものについては同号の工事の着手をもって、</p>	<p>2 次に掲げる区域内に存在する法第42条に規定する道路である既存の私道の変更又は廃止については、法第43条の規定に抵触する敷地が生ずる場合を除き、第1号に係るものについては同号の工事の着手をもって、</p>

第2号に係るものについては同号の区域の決定をもって第20条第1項の申請及び同条第2項の措置若しくは前項において準用する第20条第1項の申請及び同条第2項の措置がなされたものとみなす。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条 **若しくは同法第35条の2**の規定による開発許可を受けた開発区域内、同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行地区内又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく住宅地造成事業の施行地区内のうち、当該開発行為又は事業の工事が着手された部分の区域

(2) 略
(不適合建築物等の届出)

第28条 法第86条の7 **各項**の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項（法第48条第1項から**第14項**まで及び法第51条に係る部分に限る。）の規定による既

第2号に係るものについては同号の区域の決定をもって第20条第1項の申請及び同条第2項の措置若しくは前項において準用する第20条第1項の申請及び同条第2項の措置がなされたものとみなす。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発許可を受けた開発区域内、同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行地区内又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく住宅地造成事業の施行地区内のうち、当該開発行為又は事業の工事が着手された部分の区域

(2) 略
(不適合建築物等の届出)

第28条 法第86条の7 **第1項から第3項まで**の規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項（法第48条第1項から**第13項**まで及び法第51条に係る部分に限る。）

存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第51条第2項から第4項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（書類の閲覧）

第29条 略

2 概要書等の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1月2日、**同月3日**及び12月29日から同月31日まで

3から6まで 略

7 市長は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書等を汚損若しくは**毀損する**おそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

（計画通知書への準用）

第30条 第2条、第5条**及び第11条から第14条まで**の規定は、法第18条の規定による計画通知書の場合に準用する。

の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第51条第2項から第4項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（書類の閲覧）

第29条 略

2 概要書等の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1月2日、**3日**及び12月29日から同月31日まで

3から6まで 略

7 市長は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は概要書等を汚損若しくは**き損する**おそれがあると認められる者に対しては、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

（計画通知書への準用）

第30条 第2条、第5条、**第11条から第14条まで**の規定は、法第18条の規定による計画通知書の場合に準用する。

様式第2号の3中

「 建築基準法施行令第16条第1項 1号 2号 3号 4号
5号

我孫子市建築基準法施行細則第16条第1項 1号 2号」を

「 建築基準法施行令第16条第1項 1号 2号 3号 4号

我孫子市建築基準法施行細則第16条第1項 1号 2号 3号

4号 5号 6号」に

改める。

様式第4号中

「 第 号 「 第 号

年 月 日」を 令和 年 月 日」に、

「 年 月 日付け」を「令和 年 月 日付け」に改める。

様式第5号中「2 代表者」を「2 代理者」に改める。

様式第6号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「

敷地の地名地番	我孫子市
---------	------

」を

「

指 定 番 号	保存建築物指定第 号
敷地の地名地番	我孫子市

」に

改める。

様式第8号中「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改

める。

様式第9号及び様式第10号中「建築基準法第86条の8第 項」を「建
築基準法第86条の8第1項・第87条の2第1項・第86条の8第3項（同
法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「2 代表者」

を「2 代理者」に改める。

様式第12号中

「第 号 「第 号
年 月 日」を 令和 年 月 日」に、
「年 月 日付け」を「令和 年 月 日付け」に改める。

様式第14号中

「第 号 「第 号
年 月 日」を 令和 年 月 日」に改める。

様式第19号中「年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「

区 分	<input type="checkbox"/> 道路の指定	<input type="checkbox"/> 道路の位置の指定
	<input type="checkbox"/> 指定した道路の変更	<input type="checkbox"/> 指定した道路の廃止

」を

「

区 分	<input type="checkbox"/> 道路の指定	<input type="checkbox"/> 道路の位置の指定
	<input type="checkbox"/> 指定した道路の変更	<input type="checkbox"/> 指定した道路の廃止
指定道路番号	第 号	

」に

改める。

様式第21号中「及び名称」を「及び数量」に、

「2 危険物品とは、令第116条第1項の種類について記載してくだ
さい。」を

「2 危険物品は、政令第116条第1項の表に掲げるものについて、
その種類及び数量を記載してください。」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の我孫子市建築基準法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なおお当分の間、使用することができる。